資料６

# 国営昭和記念公園昭島口周辺エリア
# （めぐりのエントランスエリア（仮称））再整備・管理運営事業
# 協定書
# （サウンディング時点案）

※協定書（案）は、現時点において想定される国及び認定計画提出者の基本的な役割分担等を記載したものであり、認定計画提出者が提出した認定公募設置等計画の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

# 目次


**第１章　総則**……1
（目的）……1
（定義）……1
（事業遂行の指針）……1
（本事業の概要）……1
（乙の役割分担等）……2
（事業日程）……2
（費用負担及び資金調達）……2
（認定公募設置等計画の変更）……2
（許認可及び届出等）……3
（各種調査等）……3
（土地の契約不適合責任）……3
（本施設の整備工事等に伴う周辺の安全及び環境対策）……3
（関係事業者との連携）……4
（関係工事との調整）……4
（自己責任）……4
（保険の付保等）……4
**第２章　本事業全体の総括管理**……4
（総括管理業務）……4
（総括管理責任者）……5
（業務実施体制の構築）……5
**第３章　公募対象公園施設の設置**……5
（設計）……5
（甲による設計の変更）……6
（施工計画書）……6
（主任技術者又は監理技術者の設置）……6
（整備工事）……6
（設置許可）……6
（第三者の使用）……7
（甲による説明要求及び立会）……7
（甲による中間確認）……8
（乙による完成検査）……8
（甲による完了検査）……8
（甲による完了検査確認通知書の交付）……9
（供用開始予定日の変更）……9
（整備工事の一時中止）……9
（整備工事の一時中止による費用等の負担）……9
（整備工事中に乙が第三者に与えた損害）……9
（整備工事開始及び完了時の甲に対する届出）……10
（臨機の措置）……10
**第４章　公募対象公園施設の管理運営**……10
（管理運営）……10

（甲による事業評価及び改善命令）……11
（セルフモニタリング結果の報告）……11
（許可の取り消し等）……11
（変更許可申請）……11
（廃止許可申請）……12
（許可の更新）……12
（第三者による使用）……12
（災害時等の対応）……13
（原状回復）……13
（譲渡の取扱い）……13
**第５章　特定公園施設の建設**……14
（設計）……14
（甲による設計の変更）……14
（乙による設計の変更）……15
（施工計画書）……15
（主任技術者又は監理技術者の設置）……15
（整備工事）……15
（第三者の使用）……15
（設置許可）……16
（甲による説明要求及び立会）……16
（甲による中間確認）……16
（乙による完成検査）……16
（甲による完了検査）……17
（甲による完了検査確認通知書の交付）……17
（引渡予定日の変更）……17
（整備工事の一時中止）……17
（整備工事の一時中止による費用等の負担）……18
（整備工事中に乙が第三者に与えた損害）……18
（許可の取り消し等）……18
（工事監理業務の実施）……18
（工事監理者の設置）……18
（整備工事開始及び完了時の甲に対する届出）……19
（臨機の措置）……19
（一般的損害）……19
**第６章　特定公園施設の引渡し**……19
（所有権移転及び引渡しに伴う諸条件）……19
（契約不適合責任）……20
**第７章　特定公園施設の管理**……20
（管理許可）……20
（管理）……20
（甲による事業評価及び改善命令）……21
（許可の取り消し等）……21
（変更許可申請）……21
（許可の更新）……22
（第三者による使用）……22

（災害時等の対応）……22
**第８章　利便増進施設の設置及び管理運営**……23
（利便増進施設の設置及び管理運営）……23
**第９章　不可抗力及び法令等の変更**……23
（不可抗力による損害等）……23
（不可抗力による協定解除）……23
（法令等の変更による損害等）……23
（法令等の変更による協定解除）……24
**第１０章　契約保証**……24
（契約保証）……24
**第１１章　協定期間及び協定の解除**……27
（協定期間）……27
（認定公募設置等計画の認定の有効期間）……27
（甲の解除権）……28
（乙による協定解除）……29
（合意解除）……29
（保全義務）……29
（公募対象公園施設の解除に伴う措置）……29
（特定公園施設の解除に伴う措置）……30
（解除に伴う賠償等）……31
（認定公募設置等計画の認定取り消し）……31
**第１２章　雑則**……31
（協議）……31
（著作権の使用）……31
（著作権の侵害の防止）……32
（特許権等の使用）……32
（協定上の地位の譲渡）……32
（秘密保持）……32
（計算単位等）……33
（相殺）……33
（通知等）……33
（届出義務）……33
（準拠法）……34
（管轄裁判所）……34
（甲の役割分担）……34
（定めのない事項）……34
**別紙１　定義集**……36
**別紙２　事業対象地**……38
**別紙３　事業日程**……39
**別紙４　乙が付す保険等**……40
**別紙５　設計図書等**……42
**別紙６　完成図書等**……43
**別紙７　設置管理許可申請書**……44
**別紙８　占用許可申請書**……45
**別紙９　打合せ簿**……46

※認定計画提出者が単独法人である場合や、複数の法人からなるグループで構成される場合でSPCを設立する場合は、必要に応じて本協定を修正します。

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と認定計画提出者である「●●●●」（以下「乙」という。）は、国営昭和記念公園昭島口周辺エリア（めぐりのエントランスエリア（仮称））再整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第１章　総則

（目的）

第１条　本協定は、本事業の実施に際して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定における用語の定義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙１に規定するとおりとする。なお、その他本協定に定義されていない用語は、文脈上別意に解すべき場合を除き、公募設置等指針等において定められた意味を有するものとする。

（事業遂行の指針）

第３条　乙は、本事業を、法令等を遵守しつつ、本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に従って遂行するものとする。

２　本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画の内容に矛盾又は齟齬がある場合、本協定、公募設置等指針等、認定公募設置等計画の順にその解釈が優先する。

３　前項の規定にかかわらず、認定公募設置等計画に記載された性能又は水準が、公募設置等指針等に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で認定公募設置等計画の内容が優先する。

４　設計及び仮設、施工方法その他成果物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、本協定に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

（本事業の概要）

第４条　本事業は、次の各号に掲げる各業務並びにこれらに付随し、関連する一切の行為により構成される。

一　本事業全体の総括管理業務
二　公募対象公園施設の設置（設計及び建設）業務
三　公募対象公園施設の管理運営業務
四　特定公園施設の設計業務
五　特定公園施設の建設業務
六　特定公園施設の工事監理業務
七　特定公園施設の譲渡業務（甲が管理する場合に限る）
八　特定公園施設の管理業務

九 利便増進施設の設置及び管理運営業務

（乙の役割分担等）

第５条　乙は、本事業を次のとおり分担して／【乙が SPC の場合】認定公募設置等計画に記載された代表法人・構成法人・協力法人に外部委託して実施するものとする。【※認定計画提出者が単独法人の場合は本条は削除します。】

| 業務名 | 担当法人 |
|---|---|
| 本事業全体の総括管理業務 | ：総括管理法人 |
| 公募対象公園施設の設置（設計及び建設）業務 | ：公募施設建設法人 |
| 公募対象公園施設の管理運営業務 | ：公募施設管理法人 |
| 特定公園施設の設計業務 | ：特定施設設計法人 |
| 特定公園施設の建設業務 | ：特定施設建設法人 |
| 特定公園施設の工事監理業務 | ：特定施設工事監理法人 |
| 特定公園施設の譲渡業務（甲が管理する場合に限る） | ：特定施設建設法人 |
| 特定公園施設の管理業務 | ：特定施設管理法人 |
| 利便増進施設の設置業務【任意提案】 | ：利便施設建設法人 |
| 利便増進施設の管理運営業務【任意提案】 | ：利便施設管理法人 |

２　乙は、甲に対して行う本協定に基づくすべての行為を、代表法人を通じて行わなければならない。また、甲は、本協定に基づくすべての行為を代表法人に対して行うものとし、甲が代表法人に対して行った本協定に基づくすべての行為は、乙に対して行ったものとみなす。なお、代表法人は、本協定に基づく一切の債務の履行について、前項の担当法人の定めにかかわらず、甲に対して各担当法人と連帯して責任を負う。【※認定計画提出者が SPC の場合は本項は削除します。】

（事業日程）

第６条　本事業は、原則として別紙３の事業日程に従って実施するものとする。

２　本協定中、別に定めのない限り、事業日程を変更する手続は、別紙３の再提出及び甲乙間の合意により成立することとする。

（費用負担及び資金調達）

第７条　本協定の締結及び履行並びに本事業の実施に関する一切の費用は、本協定に別段の定めがある場合を除き、すべて乙が負担するものとし、甲はこれを負担しない。

２　乙において本事業に要する資金の調達は、全て乙の責任において行うものとする。

（認定公募設置等計画の変更）

第８条　乙は、本事業の実施にあたり、都市公園法第５条の６第２項に規定する基準等を踏まえ、認定公募設置等計画を変更しようとする場合においては、甲の認定を受けなければならない。

２　甲及び乙は、前項に基づき認定公募設置等計画が変更された場合には、必要に応じて本協定を変更するものとする。

（許認可及び届出等）

第９条　乙による本事業の実施及びその他本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出、協定期間の開始時及び終了時の業務の引継ぎ等については、乙がその責任及び費用負担において行うものとする。ただし、甲が自ら行う必要がある許認可の取得、申請及び届出については、この限りでない。

２　乙は、前項の許認可の取得、申請及び届出等に際しては、甲に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。

３　甲は、乙から要請がある場合、乙による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他甲が乙にとって必要と判断する事項について協力するものとする。

４　乙は、甲から要請がある場合、甲による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他甲が必要とする事項について協力するものとする。

（各種調査等）

第１０条 乙は、本施設の設計及び整備工事その他本事業の実施に必要な測量、地質調査その他の調査を自らの責任及び費用負担において行うものとする。また、乙はかかる調査等を行う場合、事前に甲と協議し、甲の承認を得た上で実施するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは甲に当該調査等に係る報告をし、その確認を受けなければならない。

（土地の契約不適合責任）

第１１条 甲は、乙に対し、公募設置等指針等に別途明記されている場合を除き、事業対象地（別紙２）について一切の契約不適合責任を負担しない。

２　事業対象地における土壌汚染・地中障害物・埋蔵文化財等のリスクは、公募設置等指針等に別途明記されている場合を除き、すべて乙の負担とする。

（本施設の整備工事等に伴う周辺の安全及び環境対策）

第１２条 乙は、自らの責任と費用負担において、騒音、振動、土壌汚染、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他の本施設に係る整備工事その他本事業の実施が周辺の安全及び環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の周辺の安全及び環境対策（以下本条において「周辺の安全及び環境対策」という。）を実施するものとする。この場合において、甲及び乙は、周辺の安全及び環境対策の実施の方法等について事前に協議するものとし、乙は、甲に対して、事後にその内容及び結果を報告するものとする。

２　乙は、前項の周辺の安全及び環境対策の不調を理由として認定公募設置等計画の変更をすることはできない。ただし、第８条第１項に基づき、事前に甲の認定を受けた場合は、この限りでない。

３　周辺の安全及び環境対策の結果、公募対象公園施設の供用開始予定日、特定公園施設の引渡予定日（甲が管理する場合に限る）、又は利便増進施設の供用開始予定日の遅延が見込まれる場合において、甲乙協議のうえ、甲が別紙３に規定する事業日程を変更する必要があると認めるときは、公募対象公園施設の供用開始予定日、特定公園施設の引渡予定日（甲が管理する場合に限る）、又は利便増進施設の供用開始予定日を変更するものとする。

４　周辺の安全及び環境対策の結果、乙に生じた増加費用及び損害（公募対象公園施設の供用開始予定日、特定公園施設の引渡予定日（甲が管理する場合に限る）、又は利便増進施設の供用開始予定日が変更されたことに伴い増加する費用を含む。）については、乙が負担するものとする。

５　乙は、事業予定地内の既存樹木は原則保全し、伐採しないこと。ただし、事業の実施上、既存樹木の伐採又は移植が必要な場合は、甲と協議し、甲の承認を得た上で実施できるものとする。

（関係事業者との連携）

第１３条　乙は、本事業の円滑な推進を目的として、国営昭和記念公園内及び周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。

（関係工事との調整）

第１４条　甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（自己責任）

第１５条　乙は、本協定及び本事業関連書類に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、乙が、本事業に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は損害を及ぼしたときは、乙はその紛争、損害の一切について、自己の責任及び費用負担において解決するものとし、甲に対して、補償等の名目のいかんを問わず、金銭その他いかなる要求もしないものとする。

２　乙は、本協定及び本事業関連書類に別段の定めがある場合を除き、本事業に関する乙から甲に対する報告、通知又は説明を理由として、いかなる本協定、設置許可書及び管理許可書上の責任をも免れず、当該報告、通知又は説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

（保険の付保等）

第１６条　乙は、本事業の実施に関し、別紙４に定める期間及び内容等の条件を満たす保険に自ら加入し、又は本施設建設法人、公募施設管理法人、特定施設管理法人又は利便施設管理法人をして加入させ、保険料を負担するものとする。【※認定計画提出者が単独法人の場合は本条の修正を行います。】

２　乙は、前項の保険証書の写し又はこれに代わるものを保険契約の締結後直ちに甲に提出し、又は本施設建設法人、公募施設管理法人、特定施設管理法人又は利便施設管理法人をして甲に提出させなければならない。

## 第２章　本事業全体の総括管理

（総括管理業務）

第１７条 乙は、協定期間中、公募設置等指針及び認定計画等に基づき、自らの責任及び費用負担において、総括管理業務を行う。

２　乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、総括管理業務を誠実かつ適正に実施しなければならない。

（総括管理責任者）

第１８条 乙は、協定期間中、本事業の全体を総合的に把握し調整を行う総括管理責任者１名を定め、業務の開始前にその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。総括管理責任者を変更したときも同様とする。なお、総括管理責任者は乙の総括管理法人の従業員から選定するものとし、他の業務の業務責任者を兼務することができる。

（業務実施体制の構築）

第１９条 総括管理責任者は、必要に応じて本事業の各業務責任者が開催する会議等に出席し、各業務間の情報共有や業務調整を適切に行うものとする。

２　総括管理責任者は、本事業の各業務責任者を確認し、業務責任者届を甲に提出しなければならない。また、業務責任者が変更された場合，速やかに変更後の業務責任者を確認の上、業務責任者変更届を甲に提出しなければならない。

## 第３章　公募対象公園施設の設置

（設計）

第２０条 乙は、本協定及び本事業関連書類に基づき、関係法令等を遵守し、自らの責任及び費用負担において公募対象公園施設の設計業務を行わなければならない。また、公募対象公園施設の設計業務完了後、別紙５に規定する設計図書等を甲に提出の上、甲の承諾を受けなければならない。

２　甲は、乙から提出された設計図書等が適当であると認められるときは、書面により承諾するものとする。

３　甲は、提出された設計図書等に修正すべき点がある場合には、乙に対して修正を指示することができる。

４　乙は、前項の修正の指示があった場合は、当該修正指示に基づいて設計図書等を修正し、甲に提出するものとする。この場合において、甲は、再度の修正が必要と認められるときは、乙に対して修正を指示することができる。

５　乙は、公募対象公園施設の設計を行うにあたり、認定公募設置等計画の内容に変更が必要となった場合は、第８条第１項に基づく甲の認定を得た上で認定公募設置等計画を変更し、変更後の内容に基づき設計を行うことができる。なお、当該変更により乙に増加費用が発生した場合、当該費用は乙の負担とする。

６　甲は、公募対象公園施設の設計の状況について、随時乙からの報告を求めることができる。

７　乙は、第１項又は第４項の設計図書等を提出したこと、第６項の求めに応じて報告を行ったこと及び第２項の承諾を受領したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該提出若しくは報告の受領又は承諾を理由として、何ら責任を負担しない。

８　乙は、都市公園法、建築基準法及びその他関係法令を遵守して、公募対象公園施設の設計を行わなければならない。設計にあたり、必要な調査や法令等の手続は、乙の負担とする。

（甲による設計の変更）

第２１条　甲は、甲が必要と認める場合は、前条第２項の承諾をした後であっても、認定公募設置等計画の範囲内に限り、乙に対して、設計図書等の変更を求めることができる。

２　乙は、前項の規定により設計図書等を変更する場合において、乙に増加費用が生じたときは、費用負担について甲と協議するものとする。ただし、当該変更が乙の作成した設計図書等の不備若しくは契約不適合による場合又は乙の調査の誤り若しくは不足による場合は、乙が当該費用を負担するものとする。

（施工計画書）

第２２条　乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に施工計画書（公募対象公園施設の整備工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。

２　甲及び乙は、前項に規定する施工計画書について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

（主任技術者又は監理技術者の設置）

第２３条　乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を設置し、甲に報告しなければならない。主任技術者又は監理技術者は、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

（整備工事）

第２４条　乙は、第２０条に規定する設計図書等並びに第２２条に規定する施工計画書に従って、公募対象公園施設の整備工事を行うものとする。

２　乙は、公募対象公園施設の整備工事着手後、第２０条に規定する設計図書等について、必要があると認められる場合には、甲と協議を得た上で、変更することができる。

（設置許可）

第２５条　乙は、公募対象公園施設の整備工事着手までに、公募対象公園施設に係る設置管理許可申請書（別紙７）を提出して甲の設置許可を得るものとする。

２　設置管理許可申請書には、第２０条に規定する設計図書等及び第２２条に規定する施工計画書を添付しなければならず、甲は、当該資料等を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し設置許可を与えるものとする。

3　前項の公募対象公園施設の設置許可の期間は、公募対象公園施設の整備工事に要する合理的な期間とする。公募対象公園施設の管理運営に係る管理許可の期間は、許可の日から１０年とする。

4　乙は、公募対象公園施設の設置許可に基づき、設置許可書に記載する年間使用料（以下「設置許可使用料」という。）を甲に支払う。

5　乙が甲に支払う設置許可使用料の額は、土地●,●●●円／㎡・年とする。なお、設置許可使用料算出の対象となる面積は、事業対象地（別紙２）において示した公募対象公園施設の面積とする。ただし、設置許可内容の変更に伴い、その面積が変更された場合は変更後の面積とする。

6　甲は、設置許可使用料の最低額（本協定締結日時点において土地●,●●●円／㎡）を事業年度ごとに周辺の地価を参考として見直すものとする。事業の中途において設置許可使用料の最低額が改定され、認定公募設置等計画に記載された設置許可使用料の額が最低額を下回ることになった場合は、設置許可使用料の最低額を設置許可使用料とする。

7　乙は、事業年度ごとに甲が発行する納入通知書により納入期限内に設置許可使用料をそれぞれ納付するものとする。ただし、当該許可日の属する年で、設置許可の期間が１年に満たない場合は、日割り計算により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとする。

8　風水害その他の乙の責めに帰することが出来ない事由により、長期間、公募対象公園施設の閉館等が生じた場合の設置許可使用料の取扱については、甲と乙の間で協議するものとする。

（第三者の使用）

第２６条　乙は、／【乙が SPC の場合】第５条第１項の場合を除き、公募対象公園施設の設計、整備工事又は工事監理の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。

2　【乙がSPCの場合】第５条第１項に基づく担当法人及び／前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の設計、整備工事又は工事監理に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。

（甲による説明要求及び立会）

第２７条　甲は、公募対象公園施設の整備工事の状況その他甲が必要とする事項について、随時、乙に対して説明を求めることができる。

2　前項に規定する説明の結果、公募対象公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3　甲は、公募対象公園施設の整備工事期間中、事前の通知なしに公募対象公園施設の整備工事に立会うことができる。

４　乙は、甲が第１項に規定する説明を受けたこと又は第３項に規定する立会を行ったことを理由として、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合において、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該説明を受けたこと又は当該立会を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

（甲による中間確認）

第２８条 甲は、公募対象公園施設の整備工事が設計図書等に従い行われていることを確認するために、公募対象公園施設の整備工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとし、確認時期は甲及び乙が別途協議により定めるものとする。

２　中間確認の結果、公募対象公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

３　乙は、甲が第１項に規定する中間確認を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該確認を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

（乙による完成検査）

第２９条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の整備工事の完成検査を行うものとする。乙は、公募対象公園施設の整備工事の完成検査の日程を、事前に甲に対して通知しなければならない。

２　甲は、乙が前項の規定に従い行う完成検査に立会うことができる。なお、甲は、甲が必要と認める場合、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、破壊検査及び復旧に要する費用は乙の負担とする。

３　乙は、甲が前項に規定する完成検査への立会を行ったこと又は破壊検査を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該立会又は破壊検査を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

４　乙は、完成検査に対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を報告するものとする。

（甲による完了検査）

第３０条 甲は、乙から前条第４項に規定する報告を受けた場合、１４日以内に公募対象公園施設の整備工事の完了検査を実施するものとする。

２　完了検査の結果、公募対象公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。この場合、乙はこれに従わなければならず、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

３　甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

４　前項の再度の完了検査は、第１項及び第２項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第１項中「前条第４項に規定する報告」とあるのは「是正の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

（甲による完了検査確認通知書の交付）

第３１条　甲が前条に規定する完了検査を実施し、前条第２項に基づく是正を求めない場合で、かつ、乙が別紙６に記載する完成図書等を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して完了検査確認通知書を交付するものとする。

２　乙は、甲が前項の完了検査確認通知書を交付したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該通知書の交付を理由として、何ら責任を負担しない。

（供用開始予定日の変更）

第３２条　乙は、不可抗力、法令等の変更又は乙の責めによらざる事由により公募対象公園施設の供用開始予定日の遅延が避けられない場合は、当該予定日の変更を甲に請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な供用開始予定日を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。事業日程を変更する手続は、第６条第２項の定めによるものとする。

（整備工事の一時中止）

第３３条　甲は、必要があると認められる場合、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　甲は、前項に従い公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、第６条第２項の規定にかかわらず、公募対象公園施設の供用開始予定日を変更することができる。当該引渡予定日を変更する手続は、乙が甲に対し、甲の指示に従い、別紙３を再提出することにより成立するものとする。

（整備工事の一時中止による費用等の負担）

第３４条　前条による整備工事の一時中止によって、公募対象公園施設の整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又はその他の公募対象公園施設の整備工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、甲と乙との間で必要な措置を行うため協議し、当該整備工事の一時中止に伴う費用は、当該整備工事の一時中止が、甲の責めに帰すべき事由に基づく場合は甲の負担とし、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合は乙の負担とする。

２　前項の場合を除き、不可抗力又は法令等の変更により、公募対象公園施設の供用開始予定日を変更し、又はかかる整備工事の一時中止が必要となる場合、合理的な増加費用及び損害は、第８３条及び第８５条に従いその負担を定める。

（整備工事中に乙が第三者に与えた損害）

第３５条　乙が公募対象公園施設の整備工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

（整備工事開始及び完了時の甲に対する届出）

第３６条 乙が、第２５条第２項に基づく設置許可に係る公募対象公園施設の整備工事を開始及び完了したときは、その旨を速やかに甲に届け出るものとする。

（臨機の措置）

第３７条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２ 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

３ 甲は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４ 乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

## 第４章 公募対象公園施設の管理運営

（管理運営）

第３８条 乙は、毎事業年度、前事業年度の２月末日まで（初回は公募対象公園施設の供用開始日の１か月前まで）に、次の事項を記載した管理運営計画書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

一 総則

① 管理運営方針

② 管理運営体制

③ 緊急時の体制及び対応

④ 職員配置計画

二 管理運営計画

① 営業内容（営業日、営業時間、利用料金、営業内容等）

② 建築物、設備等保守、消防点検等

③ 景観の保持

④ 警備、巡回、清掃（不法・迷惑行為、苦情要望への対応等）

⑤ 巡視、点検

⑥ 安全対策（事故対策、防火、防犯、防災、保険の加入等）

⑦ 環境対策（騒音、振動対策等）

⑧ 公園管理者及び管理センターとの協議事項

⑨ 利用目標（利用人数、満足度等）

⑩ 資金計画及び収支計画

⑪ その他良好な管理運営に関すること

２　乙は、第２５条第２項に基づく設置許可の際に付された許可条件及び管理運営計画書に基づき、適切に管理運営を行うものとする。

３　公募対象公園施設にかかる料金設定は、乙が定めるものとし、公募対象公園施設の管理運営から得られた収入は、すべて乙の収入とする。

４　乙は、公募対象公園施設の管理運営を行うために必要となる一切の費用（光熱水費及び租税公課を含む。）を負担するものとし、甲は当該費用に関する負担を一切行わない。

（甲による事業評価及び改善命令）

第３９条　乙は、管理運営計画書に基づく管理運営状況を記載した管理運営報告書を事業年度ごとに作成して、毎事業年度終了後４０日以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。なお、最終事業年度においては第４７条第２項の規定に基づく原状回復の完了の報告とともに最終事業年度の管理運営報告書を提出するものとする。管理運営報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。

２　甲は、管理運営報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。

一　認定公募設置等計画及び管理運営計画書に則した事業内容が実施されていたか。

二　公募対象公園施設の管理運営の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。

三　その他、公募対象公園施設の管理運営が適切に行われていたか。

３　甲は、前項に基づく評価により、乙の管理運営状況が適切でないと認められる場合、乙に対し、その改善を命令することができる。この場合において、乙は速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。

（セルフモニタリング結果の報告）

第４０条　乙は、認定公募設置等計画に記載のセルフモニタリング結果の報告書を事業年度ごとに作成して、毎事業年度終了後４０日以内に甲へ提出しなければならない。

（許可の取り消し等）

第４１条　甲は、国営昭和記念公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合、その他都市公園法第２７条第２項に規定する事由が生じた場合においては、都市公園法に規定するところに従い、第２５条第２項に基づく設置許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止等を行うことができるものとする。

２　前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園法その他関係法令の規定に従うものとする。

（変更許可申請）

第４２条　乙が、第２５条第２項に基づく設置許可を受けた事項（公募対象公園施設の構造、外観及び管理の方法等）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

２　乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に規定する事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、第８条第１項に基づく甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画を変更し、管理運営計画書を変更したうえで、管理運営を行うものとする。

（廃止許可申請）

第４３条　乙が、第２５条第２項に基づく設置許可に係る設置を廃止するときは、甲と協議し、甲の承認を得たうえで、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

（許可の更新）

第４４条　乙は、第２５条第２項に基づく設置許可期間終了の６か月前までに再度許可申請を行うものとし、甲は、当該許可申請を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、本協定の有効期間内に限り、許可条件を付し許可を更新するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、乙による本協定の違反がある場合（公募対象公園施設の管理運営業務が本事業関連書類に従い適正に実施されていないと認められる場合を含む。）及び法令等の変更を理由として、許可の更新を認めないことができる。この場合、乙は甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

３　甲は、乙の許可申請が認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、許可申請の訂正を命令することができる。この場合、乙は速やかに訂正許可申請書を作成し、甲に提出しなければならない。

４　乙は、認定公募等設置計画の有効期間終了後の設置許可の更新に係る申請をする場合、認定公募等設置計画の有効期間終了の６ヶ月前までに甲と協議するものとする。

（第三者による使用）

第４５条　乙は、公募対象公園施設の全部又は一部を管理運営計画書に記載されていない者（以下本条において「第三者」という。）に賃貸又は使用させようとするときは、事前に当該第三者の概要及びその他甲が要求した内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

２　乙は、公募対象公園施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有する者又は法令等に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者に使用させてはならない。

３　乙は、別に定めのない限り、公募対象公園施設の管理運営期間終了日までに公募対象公園施設に関する第三者との建物賃貸借契約等を終了させ、全ての賃借人を退去させるものとする。この場合において、退去に要する費用（賃借人への補償も含む。）は全て乙の負担とする。

４　乙は、乙が公募対象公園施設の全部若しくは一部を第三者に賃貸若しくは使用させようとする場合、又は当該第三者が公募対象公園施設の全部若しくは一部を転貸若しくは他の第三者に使用させようとする場合（更に順次転貸又は他の第三者に使用させようとする場合も含

む。）においても、自ら本協定上負う義務と同様の義務を当該第三者等に遵守させるものとし、当該第三者等が甲に対して負うべき責任については、乙が甲に対し直接責任を負うものとする。

（災害時等の対応）

第４６条 地震火災等の災害時に国営昭和記念公園が、立川市及び昭島市の広域避難場所に指定されており、避難地又は災害復旧活動拠点として利用される場合、乙は適切な対応を行うものとする。詳細は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

２　不可抗力又は事故時など公園管理上必要な緊急時において、甲は乙に対し本施設の全部又は一部の停止を求めることができるものとし、甲はこれにより発生した乙の増加費用及び損害を賠償する義務等一切の補償義務を負わないものとする。

３　乙は前項に基づき、本施設の全部又は一部を停止したときは、甲に対して、第２５条第４項に規定する設置許可使用料の減額を請求することができる。この場合、甲及び乙は誠実に協議を行い、合意によって、設置許可使用料を減額することができるものとする。

（原状回復）

第４７条 乙は、第４４条第４項及び第４８条第２項に定める場合を除き、別紙３に規定する本協定終了日までに、乙の責任及び費用負担により、認定計画提出者の所有資産を撤去し、認定公募設置等計画に基づき原状回復を行わなければならない（原状回復の範囲）。原状回復の方法については、甲乙協議を行うものとする。

２　乙は、前項の原状回復が完了した場合、速やかに甲に報告しなければならない。

３　甲は、前項による報告を受けた場合、１４日以内に完了の検査を実施するものとする。

４　完了検査の結果、原状回復が不十分であった場合、甲は乙に対して追加の工事等を求めることができる。

５　甲は、前項の追加の工事等の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

６　前項の再度の完了検査は、第３項及び第４項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第３項中「前項による報告」とあるのは、「追加の工事等の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

７　乙が、第１項の期間内に公募対象公園施設を撤去し、認定公募設置等計画に基づき原状回復を行わない場合、甲は、自ら公募対象公園施設を撤去し、その費用を乙に請求できるものとする。

（譲渡の取扱い）

第４８条　乙は、甲の事前の承諾なく、公募対象公園施設の全部又は一部を第三者へ譲渡することはできないものとする。乙が、甲の事前承諾を得て公募対象公園施設の全部又は一部を第三者へ譲渡する場合、原則として当該施設に関する本協定における乙の権利義務の一切を承継するものとする。

2　乙は、前条の規定にかかわらず、甲が協定期間終了日の６か月前までに、協定期間の終了後に乙の所有する公募対象公園施設を、甲又は甲が指定する第三者に譲渡することを求めた場合、これに従うものとする。

3　前項の譲渡に係る条件については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、譲渡価格についての算定方法は次の各号によるものとする。

一　甲に譲渡する場合は、乙は無償で譲渡するものとする。

二　甲が指定する第三者に譲渡する場合は、乙の責任において、甲が指定する第三者と乙で譲渡価格を決定するものとする。

三　前号の場合において、甲は、理由のいかんを問わず、譲渡価格の決定若しくは譲渡契約の締結がなされず又はこれらの契約に基づく財産の譲渡が実施されない場合にあっても、これにより発生した乙の増加費用及び損害を賠償する義務等一切の補償義務を負わないものとする。

## 第５章　特定公園施設の建設

（設計）

第４９条　乙は、本協定及び本事業関連書類に基づき、関係法令等を遵守し、自らの責任及び費用負担において特定公園施設の設計業務を行わなければならない。また、特定公園施設の設計業務完了後、別紙５に規定する設計図書等を甲に提出の上、甲の承諾を受けなければならない。

2　甲は、乙から提出された設計図書等が適当であると認められるときは、書面により承諾するものとする。

3　甲は、提出された設計図書等に修正すべき点がある場合には、乙に対して修正を指示することができる。

4　乙は、前項の修正の指示があった場合は、当該修正指示に基づいて設計図書等を修正し、甲に提出するものとする。この場合において、甲は、再度の修正が必要と認められるときは、乙に対して修正を指示することができる。

5　甲は、特定公園施設の設計の状況について、随時乙からの報告を求めることができる。

6　乙は、第１項又は第４項の設計図書等を提出したこと、第５項の求めに応じて報告を行ったこと及び第２項の承諾を受領したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該提出若しくは報告の受領又は承諾を理由として、何ら責任を負担しない。

7　乙は都市公園法、建築基準法及びその他関係法令を遵守して、特定公園施設の設計を行わなければならない。設計にあたり、必要な調査や法令等の手続は、乙の負担とする。

（甲による設計の変更）

第５０条　甲は、甲が必要と認める場合は、前条第２項の承諾をした後であっても、認定公募設置等計画の範囲内に限り、乙に対して、設計図書等の変更を求めることができる。

2　乙は、前項の規定により設計図書等を変更する場合において、乙に増加費用が生じたときは、費用負担について甲と協議するものとする。ただし、当該変更が乙の作成した設計図書

等の不備若しくは契約不適合による場合又は乙の調査の誤り若しくは不足による場合は、乙が当該費用を負担するものとする。

（乙による設計の変更）

第５１条　乙は、特定公園施設の設計を行うにあたり、認定公募設置等計画等の内容に変更が必要となった場合は、第８条第１項に基づく甲の認定を得た上で認定公募設置等計画を変更し、変更後の内容に基づき設計を行うことができる。

２　前項の規定に基づく特定公園施設の設計変更により乙に増加費用が発生した場合、当該費用は乙の負担とする。

３　乙は、甲が第１項の認定をしたことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、かつ、甲は、特定公園施設の設計について、何ら責任を負担しない。

（施工計画書）

第５２条　乙は、特定公園施設の整備工事着手前に施工計画書（特定公園施設の整備工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。

２　甲及び乙は、前項に規定する施工計画書について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

（主任技術者又は監理技術者の設置）

第５３条　乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を設置し、甲に報告しなければならない。主任技術者又は監理技術者は、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

（整備工事）

第５４条　乙は、設計図書等並びに第５２条に規定する施工計画書に従って、特定公園施設の整備工事を行うものとする。

２　乙は、特定公園施設の整備工事着手後、設計図書等について、必要があると認められる場合には、甲の承諾を得た上で変更することができる。

（第三者の使用）

第５５条　乙は、／【乙が SPC の場合】第５条第１項の場合を除き、特定公園施設の設計又は整備工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。

２　【乙が SPC の場合】第５条第１項に基づく担当法人及び／前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の設計又は整備工事に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

（設置許可）

第５６条 乙は、特定公園施設の整備工事着手までに、特定公園施設に係る設置管理許可申請書（別紙７）を提出して甲の設置許可を得るものとする。

２　設置管理許可申請書（別紙７）には、第４９条に規定する設計図書等及び第５２条に規定する施工計画書を添付しなければならず、甲は、当該資料等を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し設置許可を与えるものとする。

３　第２項に基づく特定公園施設に係る設置許可の使用料は無償とする。

４　第２項の設置許可の期間は、別紙３に定める特定公園施設の整備工事期間とする。

（甲による説明要求及び立会）

第５７条 甲は、特定公園施設の整備工事の状況その他甲が必要とする事項について、随時、乙に対して説明を求めることができる。

２　前項に規定する説明の結果、特定公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

３　甲は、特定公園施設の整備工事期間中、事前の通知なしに特定公園施設の整備工事に立会うことができる。

４　乙は、甲が第１項に規定する説明を受けたこと又は第３項に規定する立会を行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合において、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該説明を受けたこと又は当該立会を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

（甲による中間確認）

第５８条 甲は、特定公園施設の整備工事が設計図書等に従い行われていることを確認するために、特定公園施設の整備工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとし、確認時期は甲及び乙が別途協議により定めるものとする。

２　中間確認の結果、特定公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

３　乙は、甲が第１項に規定する中間確認を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該確認を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

（乙による完成検査）

第５９条 乙は、自己の責任及び費用において、特定公園施設の整備工事の完成検査を行うものとする。乙は、特定公園施設の整備工事の完成検査の日程を、事前に甲に対して通知しなければならない。

２　甲は、乙が前項の規定に従い行う完成検査に立会うことができる。なお、甲は、甲が必要と認める場合、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、破壊検査及び復旧に要する費用は乙の負担とする。

３　乙は、甲が前項に規定する完成検査への立会を行ったこと又は破壊検査を行ったことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該立会又は破壊検査を行ったことを理由として、何ら責任を負担しない。

４　乙は、完成検査に対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を報告するものとする。

（甲による完了検査）

第６０条　甲は、乙から前条第４項に規定する報告を受けた場合、１４日以内に特定公園施設の整備工事の完了検査を実施するものとする。

２　完了検査の結果、特定公園施設の整備工事の状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができる。この場合、乙はこれに従わなければならず、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

３　甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

４　前項の再度の完了検査は、第１項及び第２項の規定を準用して行うものとする。この場合において、第１項中「前条第４項に規定する報告」とあるのは「是正の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

（甲による完了検査確認通知書の交付）

第６１条　甲が前条に規定する完了検査を実施し、前条第２項に基づく是正を求めない場合で、かつ、乙が別紙６に記載する完成図書等を甲に対して提出した場合、甲は、乙に対して完了検査確認通知書を交付するものとする。

２　乙は、甲が前項の完了検査確認通知書を交付したことを理由として、いかなる本協定上の責任をも免れず、甲は、当該通知書の交付を理由として、何ら責任を負担しない。

（引渡予定日の変更（甲が管理する場合に限る））

第６２条　乙は、不可抗力、法令等の変更又は乙の責めによらざる事由により特定公園施設の引渡予定日（甲が管理する場合に限る）の遅延が避けられない場合は、当該予定日の変更を甲に請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な引渡予定日を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。事業日程を変更する手続は、第６条第２項の定めによるものとする。

（整備工事の一時中止）

第６３条　甲は、必要があると認められる場合、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　甲は、前項に従い特定公園施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、第６条第２項の規定にかかわらず、特定公園施設の引渡予定日（甲が管理する場合に限る）を変更することができる。当該引渡予定日を変更する手続は、乙が甲に対し、甲の指示に従い、別紙３を再提出することにより成立するものとする。

（整備工事の一時中止による費用等の負担）

第６４条 前条による整備工事の一時中止によって、特定公園施設の整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又はその他の特定公園施設の整備工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、甲と乙との間で必要な措置を行うため協議し、当該整備工事の一時中止に伴う費用は、当該整備工事の一時中止が甲の責めに帰すべき事由に基づく場合は甲の負担とし、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合は乙の負担とする。

２　前項の場合を除き、不可抗力又は法令等の変更により、特定公園施設の引渡予定日（甲が管理する場合に限る）を変更し、又はかかる整備工事の一時中止が必要となる場合、合理的な増加費用及び損害は、第８３条及び第８５条に従いその負担を定める。

（整備工事中に乙が第三者に与えた損害）

第６５条 乙が特定公園施設の整備工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は、損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

（許可の取り消し等）

第６６条 甲は、国営昭和記念公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合、その他都市公園法第２７条第２項に規定する事由が生じた場合においては、都市公園法に規定するところに従い、第５６条第２項に基づく設置許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止等を行うことができるものとする。

２　前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園法その他関係法令の規定に従うものとする。

（工事監理業務の実施）

第６７条 乙は、／【乙が SPC の場合】第５条第１項の場合を除き、特定公園施設の工事監理業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。

２　【乙が SPC の場合】第５条第１項に基づく担当法人及び／前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の工事監理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由の一切は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなし、乙が責任を負うものとする。

（工事監理者の設置）

第６８条 乙は、工事監理業務に着手する前に、工事監理者を設置し、甲に報告するとともに、要求水準書等に従って工事監理計画書を作成して甲に提出しなければならない。

２　乙は、工事監理者に契約関係書類に基づく適切な工事監理を行わせなければならない。

３　甲は、乙に対し、随時、特定公園施設の建設工事・工事監理業務についての報告を要求することができる。甲の要請があった時は、乙は、工事監理者に、工事監理の状況等の報告を行わせるものとする。

４　乙は、要求水準書等に従って、特定公園施設の整備工事期間中、毎月７日までに、当該月の前月の業務に係る工事監理報告書を提出しなければならない。

（整備工事開始及び完了時の甲に対する届出）

第６９条 乙が、第５６条第２項に基づく設置許可に係る特定公園施設の整備工事を開始及び完了したときは、その旨を速やかに甲に届け出るものとする。

（臨機の措置）

第７０条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

３　甲は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

（一般的損害）

第７１条 特定公園施設の引渡し前に、特定公園施設について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（第６５条に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第１６条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

## 第６章　特定公園施設の引渡し（甲が管理する場合に限る）

（所有権移転及び引渡しに伴う諸条件）

第７２条 乙は、第６０条に規定する完了検査に合格した場合には、特定公園施設を甲が管理する場合に限り、甲に対して特定公園施設を譲渡するものとする。乙は、特定公園施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を甲に移転しなければならない。

２　特定公園施設の譲渡価格は無償とする。

３　甲の責めに帰すべき事由により、乙が特定公園施設の引渡予定日に引渡しを行うことができなかった場合、甲は、その遅延により乙に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害を負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由に起因して損害が生じたことにより乙が保険、保証、補償金等を受領した場合には、甲は乙にその内容等について開示を求めることができ、乙は当該保険、保証、補償金等の額を甲が負担すべき額から控除するものとする。

４　不可抗力により、乙が特定公園施設の引渡予定日に引渡しを行うことができなかった場合、その遅延により生じた合理的な範囲の増加費用及び損害については、第７章の規定に従うものとする。

（契約不適合責任）

第７３条 甲は、特定公園施設に種類又は品質に関して本協定又は本事業の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が甲の指示によって生じた場合で、かつ、乙が当該指示の不適当なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りではない。

２　前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、前条の規定による特定公園施設の引渡しを受けた日から２年以内に行わなければならない。ただし、乙が当該契約不適合を知っていた場合、又は、当該契約不適合が、乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は前条の規定による特定公園施設の引渡しを受けた日から１０年以内とする。

３　甲は、特定公園施設が第１項の契約不適合により滅失又はき損したときは、前項に規定する期間内で、かつ、甲がその滅失又はき損を認識した日から６か月以内に第１項の権利を行使するものとする。

## 第７章　特定公園施設の管理

（管理許可）

第７４条 乙は、特定公園施設の供用開始日の１か月前までに、認定公募設置等計画に示す乙が管理を行う特定公園施設に係る設置管理許可申請書（別紙７）を提出して甲の管理許可を得るものとする。

２　管理許可申請書には、第７５条に規定する管理運営計画書を添付しなければならず、甲は、当該資料等を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し管理許可を与えるものとする。なお、第７５条から第８１条までの規定は、管理許可を受けた特定公園施設にのみ適用される。

３　前項の管理許可の期間は、許可の日から１０年以内とする。

４　第２項に基づく管理許可の使用料は無償とする。

（管理）

第７５条 乙は、毎事業年度、前事業年度の２月末日まで（初回は管理許可申請時）に、管理運営計画書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

一　総則

①　管理運営方針

②　管理運営体制

③　緊急時の体制及び対応

二　管理運営計画

①　営業内容（営業日、営業時間、営業内容等）

②　建築物、設備等保守、消防点検等

③　景観の保持
④　警備、巡回、清掃（不法・迷惑行為、苦情要望への対応等）
⑤　巡視、点検
⑥　安全対策（事故対策、防火、防犯、防災、保険の加入等）
⑦　環境対策（騒音、振動対策等）
⑧　公園管理者及び管理センターとの協議事項
⑨　その他良好な管理運営に関すること

２　乙は、前条の規定による管理許可の際に付された許可条件及び管理運営計画書に基づき、適切に管理を行うものとする。

３　第１項に基づく管理運営計画書は、第３８条第１項に規定する管理運営計画書と一体的に作成するものとする。

４　乙は、特定公園施設の管理運営を行うために必要となる一切の費用（租税公課を除く。）を負担するものとし、甲は当該費用に関する負担を一切行わない。

５　特定公園施設の修繕については、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

（甲による事業評価及び改善命令）

第７６条　乙は、管理運営計画書に基づく管理状況を記載した管理運営報告書を事業年度ごとに作成して、毎事業年度終了後４０日以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。ただし、事業最終年度においては、事業終了後速やかに提出するものとする。管理運営報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。

２　甲は、管理運営報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。
一　認定公募設置等計画及び管理運営計画書に則した管理が実施されていたか。
二　特定公園施設の管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
三　その他、特定公園施設の管理が適切に行われていたか。

３　甲は、前項に基づく評価により、乙の管理状況が適切でないと認められる場合、乙に対し、その改善を命令することができる。この場合、乙は速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。

（許可の取り消し等）

第７７条　甲は、国営昭和記念公園に関する工事のためやむを得ない事由が生じた場合、その他都市公園法第２７条第２項に規定する事由が生じた場合においては、都市公園法に規定するところに従い、第７４条第２項に基づく管理許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止等を行うことができるものとする。

２　前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園法その他関係法令の規定に従うものとする。

（変更許可申請）

第７８条　乙が、第７４条第２項に基づく管理許可を受けた事項（特定公園施設の管理の方法等）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申

請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

２　乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に規定する事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、第８条第１項に基づく甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画を変更し、管理運営計画書を変更したうえで、管理を行うものとする。

（許可の更新）

第７９条　乙は、第７４条第２項に基づく管理許可期間終了の６か月前までに再度許可申請を行うものとし、甲は、当該許可申請を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、本協定の有効期間内に限り、許可条件を付し許可を更新するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲による本協定の違反がある場合（特定公園施設の管理業務が本事業関連書類に従い適正に実施されていないと認められる場合を含む。）及び法令等の変更を理由として、許可の更新を認めないことができる。この場合、乙は甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

３　甲は、乙の許可申請が認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、許可申請の訂正を命令することができる。この場合、乙は速やかに訂正許可申請書を作成し、甲に提出しなければならない。

４　乙は、特定公園施設の管理期間終了後の管理許可の更新に係る申請をする場合、特定公園施設の管理期間終了の６ヶ月前までに甲と協議するものとする。

（第三者による使用）

第８０条　乙は、特定公園施設の全部又は一部を管理運営計画書に記載されていない者（以下本条において「第三者」という。）に賃貸又は使用させようとするときは、事前に当該第三者の概要及びその他甲が要求した内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

２　乙は、特定公園施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有する者又は法令等に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者に使用させてはならない。

３　乙は、別に定めのない限り、特定公園施設の管理運営期間終了日までに特定公園施設に関する第三者との建物賃貸借契約等を終了させ、全ての賃借人を退去させるものとする。この場合において、退去に要する費用（賃借人への補償も含む。）は全て乙の負担とする。

４　乙は、乙が特定公園施設の全部若しくは一部を第三者に賃貸若しくは使用させようとする場合、又は当該第三者が特定公園施設の全部若しくは一部を転貸若しくは他の第三者に使用させようとする場合（更に順次転貸又は他の第三者に使用させようとする場合も含む。）においても、自ら本協定上負う義務と同様の義務を当該第三者等に遵守させるものとし、当該第三者等が甲に対して負うべき責任については、乙が甲に対し直接責任を負うものとする。

（災害時等の対応）

第８１条　地震火災等の災害時に国営昭和記念公園が、立川市及び昭島市の広域避難場所に指

定されており、避難地又は災害復旧活動拠点として利用される場合、乙は適切な対応を行うものとする。詳細は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

2　不可抗力又は事故時など公園管理上必要な緊急時において、甲は乙に対し本施設の全部又は一部の停止を求めることができるものとし、甲はこれにより発生した乙の増加費用及び損害を賠償する義務等一切の補償義務を負わないものとする。

## 第８章　利便増進施設の設置及び管理運営

（利便増進施設の設置及び管理運営）

第８２条 利便増進施設の設置及び管理運営は、第２０条から第４８条、第９４条の規定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」とあるのは「利便増進施設」に、「設置許可」とあるのは「占用許可」に、「設置管理許可申請書」とあるのは「占用許可申請書」に、「別紙７」とあるのは「別紙８」に、第２５条第５項第一文は「乙は、利便増進施設に係る占用料として、●●●円／㎡・年を甲に支払う。」に、「設置許可使用料」とあるのは「占用料」に、「公募対象公園施設管理運営計画書」とあるのは「利益増進施設管理運営計画書」に、「設置許可期間」は「占用許可期間」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。

## 第９章　不可抗力及び法令等の変更

（不可抗力による損害等）

第８３条 不可抗力により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。

（不可抗力による協定解除）

第８４条 不可抗力により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

2　前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、不可抗力により本事業の遂行が困難であると甲が認めたときは、対応方針について協議するものとする。

3　前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した不可抗力により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとする。

4　前項に基づき甲が本協定を解除した場合、乙は、本協定解除から速やかに、第４７条に基づき原状回復するものとする。

5　第３項に基づき甲が本協定を解除した場合、第２５条第２項に基づく設置許可、第５６条第２項に基づく設置許可、第７４条第２項に基づく管理許可も終了するものとする。

6　甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、第３項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。

（法令等の変更による損害等）

第８５条 法令等の変更、追加により当該乙に生じた合理的な増加費用及び損害については、甲

が負担するものとする。

（法令等の変更による協定解除）

第８６条 法令等の変更により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

２　前項の通知があった場合、甲が当該通知の内容について確認し、法令等の変更により本事業の遂行が困難となったものであると認めたときは、甲及び乙は、対応方針について協議するものとする。

３　前項の措置を講じてもなお、法令等の変更により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとし、その際の処理については第８４条第４項ないし第６項の規定を適用する。

## 第１０章　契約保証

（契約保証）

第８７条 乙は、第４７条第７項及び第９４条第３項に定める原状回復費（以下「原状回復費」という。）を対象とする契約保証として、本条に定める措置を行う。

２　契約保証の対象となる原状回復費の金額は、以下のとおり定めるものとする。ただし、第１６条に従い付保された保険に係る保険金が、原状回復費に充当されるものとして甲に対して支払われる場合には、乙が負担すべき原状回復費の金額については、当該保険金の金額相当分につき控除されるものとする。

一　特定公園施設の引渡を行う場合、別紙３に定める公募対象公園施設の整備工事着手日から特定公園施設の引渡日までの間、原状回復費（以下「引渡前原状回復費」という。）は、乙が、公募対象公園施設の整備工事着手日までに公募対象公園施設及び特定公園施設の施設撤去費の見積書を甲に提出し、甲と原状回復費の金額の協議を行ったうえ、甲の承諾を得て決定するものとする。

二　ア　特定公園施設の引渡後の原状回復費については、乙が、特定公園施設の引渡日までに公募対象公園の施設撤去費の見積書を再度甲に提出し、甲と原状回復費の金額の変更協議を行ったうえ、甲の承諾を得て原状回復費を変更する（変更後の原状回復費を、以下「引渡後原状回復費」という。）。

イ　特定公園施設の引渡後においても、甲及び乙は、相手方に対し、公募対象公園の施設撤去費の見積書を提出し、毎年度物価変動率を乗じることにより検証を求めることができ、物価変動率を乗じた施設撤去費の金額が原状回復費と乖離する場合には、当該相手方の承諾を得て引渡後原状回復費の金額の変更を行う。

三　特定公園施設の引渡を行わない場合、原状回復費は、乙が、別紙３に定める公募対象公園施設の整備工事着手日までに公募対象公園施設及び特定公園施設の施設撤去費の見積書を甲に提出し、甲と原状回復費の金額の協議を行ったうえ、甲の承諾を得て決定するものとする。

四　特定公園施設の引渡を行わない場合、別紙３に定める公募対象公園施設の供用開始予定日以降においても、甲及び乙は、相手方に対し、公募対象公園及び特定公園施設の施設撤去費の見積書を提出し、毎年度物価変動率を乗じることにより検証を求めることができ、物価変動率を乗じた施設撤去費の金額が原状回復費と乖離する場合には、当該相手方の承諾を得て原状回復費の金額の変更を行う。

3　前項第一号に定める期間における契約保証の対象となる原状回復費は、以下のとおり保全する。

一　乙は、甲の承諾を得て開設する乙名義の預金口座（以下「本件積立金口座」という。）に、公募対象公園施設の整備工事着手日までに、引渡前原状回復費相当額を積み立てる。

二　甲及び乙は、甲の引渡前原状回復費の請求権を保全するため、公募対象公園施設の整備工事着手日までに、前号に基づき積み立てが行われる本件積立金口座に、現在及び将来預金される金員に係る預金返還請求権に第一順位の質権（以下「本件質権」という。）を設定する甲の満足する内容による質権設定契約を別途締結し、甲の指示に従い第三者対抗要件を具備する。

4　第２項第二号に定める期間における契約保証の対象となる原状回復費は以下のとおり保全する。

一　ア　乙は、特定公園施設の引渡しがなされた場合には、本件信託銀行に対し、第２項第二号に定める引渡後原状回復費相当額を本件信託銀行の信託財産に属する金銭管理のための信託口座（以下「信託口座」という。）へ積み立てる。

イ　乙は、特定公園施設の引渡日までに、甲の引渡後原状回復費の請求権を保全するため、甲の交付指図に従って、本件信託銀行をして、甲又は乙に対し、信託財産を交付させる甲の満足する内容による金銭信託契約を別途締結し、当該金銭信託契約書の写しを甲に提出する。また、乙は、甲の指示に従って、信託口座の積立金を用いて、本件信託銀行をして原状回復を履行させるために、本件信託銀行との間で甲の満足する内容による不動産管理信託契約を別途締結するものとし、当該信託契約書の写しを甲に提出するものとする。

ウ　甲は、乙が前項第一号に従い積み立てた本件積立金口座の資金のうち、引渡後原状回復費相当額を本号アに従い本件信託銀行に対して金銭を積み立てること及び本号イに従い甲の引渡後原状回復費の請求権を保全するための甲が満足する方法を提案し、甲の承諾を得た上で、当該甲の引渡後原状回復費の請求権を保全するための甲が満足する方法が実行されたことを条件として、前項第二号に基づき設定された質権設定をすべて解除する。本件質権が解除されない場合、本件質権は、当然に甲の引渡後原状回復費の請求権も保全するために設定されたものとみなす。

二　特定公園施設の引渡後においても、施設撤去費の見積に変動があることにより第２項第二号イに従い引渡後原状回復費が増額される場合には、乙は当該差額を追加で(i) 本件質権が存続している場合には本件積立金口座に、(ii) 本件質権が解除されている場合には信託口座に積み立てるものとし、減額される場合には、乙は甲の承諾を得て、当該差額につき信託口座内の金銭を取り崩すことができる。

5　第２項第三号に定める期間における契約保証の対象となる原状回復費は、以下のとおり保全する。

一　乙は、本件積立金口座に、公募対象公園施設の整備工事着手日までに、原状回復費相当額を積み立てる。

二　甲及び乙は、甲の原状回復費の請求権を保全するため、公募対象公園施設の整備工事着手日までに、前号に基づき積み立てが行われる本件積立金口座に、本件質権を設定する甲の満足する内容による質権設定契約を別途締結し、甲の指示に従い第三者対抗要件を具備する。

6　第２項第四号に定める期間における契約保証の対象となる原状回復費は以下のとおり保全する。

一　ア　乙は、公募対象公園施設の供用開始予定日以降には、本件信託銀行に対し、第２項第三号に定める原状回復費相当額を信託口座へ積み立てる。

イ　乙は、公募対象公園施設の供用開始予定日までに、甲の原状回復費の請求権を保全するため、甲の交付指図に従って、本件信託銀行をして、甲又は乙に対し、信託財産を交付させる甲の満足する内容による金銭信託契約を別途締結し、当該金銭信託契約書の写しを甲に提出する。また、乙は、甲の指示に従って、信託口座の積立金を用いて、本件信託銀行をして原状回復を履行させるために、本件信託銀行との間で甲の満足する内容による不動産管理信託契約を別途締結するものとし、当該信託契約書の写しを甲に提出するものとする。

ウ　甲は、乙が前項第一号に従い積み立てた本件積立金口座の資金のうち、原状回復費相当額を本号アに従い本件信託銀行に対して金銭を積み立てること及び本号イに従い甲の原状回復費の請求権を保全するための甲が満足する方法を提案し、甲の承諾を得た上で、当該甲の原状回復費の請求権を保全するための甲が満足する方法が実行されたことを条件として、前項第二号に基づき設定された質権設定をすべて解除する。本件質権が解除されない場合、本件質権は、当然に甲の原状回復費の請求権も保全するために設定されたものとみなす。

二　公募対象公園施設の供用開始予定日においても、施設撤去費の見積に変動があることにより第２項第四号に従い原状回復費が増額される場合には､乙は当該差額を追加で(i)本件質権が存続している場合には本件積立金口座に、(ii) 本件質権が解除されている場合には信託口座に積み立てるものとし、減額される場合には、乙は甲の承諾を得て、当該差額につき信託口座内の金銭を取り崩すことができる。

7　乙は、本協定に基づき甲に対して原状回復費を支払う義務を負う場合には、以下によるものとする。

一　特定公園施設の引渡を行う場合、公募対象公園施設の整備工事着手日から特定公園施設の引渡しまでの間に引渡前原状回復費を支払うべき場合には、甲に対して、第３項に基づく預金口座から支払うものとし、当該支払が実際の原状回復に要した費用に足りない場合には、乙は当該不足分を甲に対して支払うものとする（甲は乙による原状回復費

用の全額の支払を条件として、第３項第二号に基づき設定された当該口座に係る質権を解除する。)。

二　特定公園施設の引渡しがなされた後に引渡後原状回復費を支払うべき場合で、(i) 本件質権が存続している場合には、前号の規定に従うものとし、(ii) 本件質権が解除されている場合には、第４項に基づき設定された信託口座から、本件信託銀行をして当該費用を支払わせるものとし、当該支払が実際の原状回復に要した費用に足りない場合には、乙は当該不足分を甲に対して支払うものとする。

三　特定公園施設の引渡を行わない場合、公募対象公園施設の整備工事着手日から公募対象公園施設の供用開始予定日までの間に原状回復費を支払うべき場合には、甲に対して、第５項に基づく預金口座から支払うものとし、当該支払が実際の原状回復に要した費用に足りない場合には、乙は当該不足分を甲に対して支払うものとする（甲は乙による原状回復費用の全額の支払を条件として、第５項第二号に基づき設定された当該口座に係る質権を解除する。)。

四　特定公園施設の引渡を行わない場合、公募対象公園施設の供用開始予定日以降に原状回復費を支払うべき場合で、(i) 本件質権が存続している場合には、前号の規定に従うものとし、(ii) 本件質権が解除されている場合には、第６項に基づき設定された信託口座から、本件信託銀行をして当該費用を支払わせるものとし、当該支払が実際の原状回復に要した費用に足りない場合には、乙は当該不足分を甲に対して支払うものとする。

## 第１１章　協定期間及び協定の解除

（協定期間）

第８８条 本協定は、本協定の締結日から効力を生じ、協定期間の終了日又はそれ以前に本協定が解除された日をもって終了する。

２　前項の定めにかかわらず、次の場合における協定期間の終了日は、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

一　甲が、第４１条第１項、第６６条第１項、第７７条第１項、第８４条第５項（第８６条第３項で準用される場合を含む。）に基づき、許可を取り消した場合又は許可が終了した場合

二　甲が、第４４条第２項又は第７９条第２項に基づき許可を更新しないことを決定した場合

３　本協定における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

（認定公募設置等計画の認定の有効期間）

第８９条 認定公募設置等計画の認定の有効期間は、都市公園法第５条の５第２項の規定に従って公示された期間とする。

（甲の解除権）

第９０条 甲は、本事業の公募設置等予定者選定手続に関して、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、乙に通知して、本協定を解除することができる。

一　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が独占禁止法第８条第１号又は同条第２号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　独占禁止法第７条若しくは第８条の２に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）において、乙が独占禁止法第３条の規定に違反し、又は乙が第８条第１号若しくは同条第２号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第３条又は第８条第１号若しくは同条第２号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑の容疑により公訴が提起されたとき。

２　甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、乙に通知して本協定を解除することができる。

一　乙が、本協定及び本事業関連書類に規定される乙の義務に違反した場合。ただし、治癒が可能な義務違反と甲が認めた場合は、甲が相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、当該義務違反が治癒されなかった場合

二　乙に法令等の不遵守があった場合。ただし、軽微な不遵守と甲が認めた場合は、甲が相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、当該法令等の不遵守が改善されなかった場合

三　乙の財務状況が著しく悪化し、本事業の継続が困難と認められる場合

四　乙が、本事業の全部又は一部を放棄したと認められる場合

五　乙が、第３９条第１項及び第７６条第１項に規定する報告書に虚偽の記載を行った場合

六　乙が、第３９条第３項及び第７６条第３項に規定する改善命令後、乙が改善計画を提出又は改善計画に定められた是正策を実施しなかった場合（提出された改善計画が著しく不合理であった場合も含む。）

七　乙が、第４４条第３項又は第７９条第３項に規定する訂正命令後、乙が訂正許可申請書を提出しなかった場合（提出された訂正許可申請書が著しく不合理であった場合も含む。）

八　乙の責めに帰すべき事由により、第４３条に基づき全ての公募対象公園施設（第８２条により読み替えられる「利便増進施設」を含む。）の廃止に係る協議を乙が申し出て、甲がその事由を認めた場合

九　前各号に掲げるもののほか、乙が解散決議をし、又は乙に破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続等の倒産手続が申し立てられる等、乙が本事業を行うことが不適当又は本事業の継続が困難であると認められる場合

十　乙、その役員又は従業員が以下のいずれかに該当するとき。

ア　暴力団員であると認められるもの

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの

ウ　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

カ　その他上記アないしオに準ずるもの

（乙による協定解除）

第９１条　甲が本協定及び本事業関連書類に規定される甲の義務に違反し、かかる義務違反により本事業の継続が困難であると認められる場合には、乙は甲に通知し、本協定を解除することができるものとする。

（合意解除）

第９２条　甲及び乙は、合意により本協定を解除することができるものとする。

２　前項に基づき本協定を解除した場合、相手方に対する補償等必要な事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

３　本条に基づく本協定の解除の効果は常に全体に及ぶものとし、本協定の一部だけを解除することはできないものとする。

（保全義務）

第９３条　乙は、前三条に基づき本協定が解除された場合は、新たな事業者が運営を開始するまでの間、本施設が良好な状態を維持できるよう必要な維持保全を行うための協力をするものとする（撤去の対象となる施設を除く。）。

（公募対象公園施設の解除に伴う措置）

第９４条　公募対象公園施設について、第９０条又は第９１条に基づき本協定が解除された場

合で、公募対象公園施設（出来形部分を含む。）が存在するときは、甲は速やかに第２５条第２項に基づく設置許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第４７条に基づき原状回復するものとする。ただし、第９１条に基づき本協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、都市公園法その他関連法令の規定に従うものとする。

２　前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に公募対象公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって公募対象公園施設の撤去又は原状回復を行うことができる。

３　前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることはできず、第９１条に基づき本協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（特定公園施設の解除に伴う措置）

第９５条　特定公園施設について、第９０条又は第９１条に基づき本協定が解除された場合、次の各号に掲げるところによる。

一　特定公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第５６第２項又は第７４条第２項に基づく許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第４７条の規定を準用して原状回復するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合、乙は、解除時における甲の出来形検査を受けたうえで、その全部又は一部を甲に引き渡さなければならない。

二　乙が正当な理由なく、相当の期間内に特定公園施設の出来形の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、第９４条第２項及び第３項の規定を準用する。この場合において、「公募対象公園施設」とあるのは、「特定公園施設」と読み替えて適用するものとする。

三　本協定の解除が第９１条に基づく場合は、特定公園施設に関する乙の損失に対する補償等については、都市公園法その他関連法令の規定に従うものとする。

２　前項に規定する引渡しを受けた部分に係る乙の甲に対する契約不適合責任の取扱については、第７３条の規定を準用する。

３　第１項の場合、乙は、甲に対し、当該出来形を示した設計図書等を提出するものとする。また、甲は、必要があると認められる場合は、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。

４　第９０条又は第９１条に基づき本協定が解除された場合、既に甲に提出されていた特定公園施設の設計図書等及び完成図書等その他本協定に関して甲の要求に基づき作成された一切の書類等（媒体の種類を問わず、甲の要求に基づき生成した情報を記録した磁気記録媒体等の一切を含む。）について、甲は、甲の裁量により無償で利用する権利を有し、これにつき乙は、一切の異議を申し立てないものとする。設計図書等の内容について、乙が特許権その他の無体財産権（以下「当該特許権」という。）を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、乙は当該特許権を有する企業から、甲が設計図書等の内容を実現する限りにおいて当該特許権を無償で使用することができるようにするものとする。

（解除に伴う賠償等）

第９６条 第９０条に基づき本協定が解除された場合、乙は、甲に対して、以下に揚げる違約金（損害賠償の予定としない）を支払わなければならない。

一　供用開始前 本施設の整備費相当額（認定公募設置等計画に記載されたもの。）の１０分の１に相当する額

二　供用開始後 本施設の管理運営費相当額（認定公募設置等計画に記載されたもの。）の１年分に相当する額（ただし、投資部分に関する減価償却費及び公租公課、調達コストについては除く。）

２　前項に規定する違約金のほか、乙が本協定に関して第９０条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が本協定を解除するか否かにかかわらず、乙は、認定公募設置等計画に記載された公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の整備費相当額（認定公募設置等計画に記載されたもの。）の１００分の１０に相当する金額を違約金（損害賠償の予定と解釈しない。）として国の指定する期間内に支払わなければならない。

３　甲が第８７条に基づき契約保証金を受領した場合には、当該契約保証の対象である違約金及び原状回復費に充当するものとする。

４　第９４条第１項又は第９５条第１項に規定する甲の乙に対する支払いがある場合においては、甲は、本条に規定する違約金と対当額で相殺することにより決済することができる。

５　本条の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が、本条に基づき乙が甲に支払う違約金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき請求することができる。

６　乙が第１項又は第２項に規定する違約金を国の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権の管理等に関する法律施行令第２９条に規定する財務大臣の定める率（昭和３２年大蔵省告示第８号）を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（認定公募設置等計画の認定取り消し）

第９７条 甲は、第８８条第２項に基づき協定期間を終了した場合、又は第９０条若しくは第９１条に基づき本協定が解除された場合、乙に通知して認定公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

## 第１２章　雑則

（協議）

第９８条 甲及び乙は、必要と認められる場合は適宜、本協定に基づく一切の業務に関連する事項について、相手方に対し協議を求めることができる。協議等は別紙９の様式により行う。

（著作権の使用）

第９９条 甲は、設計図書等について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

２　前項の設計図書等が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物に該当する場合には、著作権法第２章及び第３章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の規定するところによる。

３　乙は、甲が当該設計図書等を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（甲を除く。以下本条において同じ。）をして著作権法第１９条第１項又は第２０条第１項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。

一　成果物又は本施設の内容を公表すること。

二　本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

三　施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

四　本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

４　乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

一　設計図書等を公表すること。

二　設計図書等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

（著作権の侵害の防止）

第１００条　　乙は、その作成する成果物及び関係書類（特定公園施設の設計図書等及び特定公園施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

２　乙は、その作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、甲が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、乙は、甲に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

（特許権等の使用）

第１０１条　　乙は、それぞれ、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。ただし、その使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適当なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りでない。

（協定上の地位の譲渡）

第１０２条　　乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

（秘密保持）

第１０３条　　甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘

密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲若しくは乙が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

一　開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報

二　開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報

三　開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

３　乙は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取り扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守しなければならない。

（計算単位等）

第１０４条　　本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計算単位は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に規定するものとする。

２　本協定の履行に関して、甲乙間で用いる通貨単位は、日本円とする。

３　本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

（相殺）

第１０５条　　甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、譲渡代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

（通知等）

第１０６条　　本協定に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「通知等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　通知等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

３　通知等については、本協定に記載された当事者の名称、所在地宛になされるものとする。

４　甲及び乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく相手方に対して届け出るものとする。

（届出義務）

第１０７条　　乙は、次の各号の一つに掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。

一　代表企業又は構成員を変更した場合

二　代表企業又は構成員の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合

三　代表企業又は構成員が銀行取引停止処分を受け、又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）

に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てを受けたとき、若しくは会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算その他の倒産手続き若しくはこれらに相当する法的手続き若しくは私的整理手続きの申立てを受け、又はこれらの申立てをした場合

四　代表企業又は構成員が仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け又は公租公課の滞納処分を受けた場合

五　代表企業又は構成員が、本事業実施に当たり、第三者との間で紛争を生じ又は第三者に損害を与えた場合

六　代表企業又は構成員が、本事業実施に当たり、地震、風水害当その他の事由により損害を被った場合

七　代表企業又は構成員の所有する施設が、本事業実施に当たり、滅失又は毀損した場合

（準拠法）

第１０８条　　本協定は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈されるものとする。

（管轄裁判所）

第１０９条　　本協定に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（甲の役割分担）

第１１０条　　甲は本協定の一部規定について、国営昭和記念公園事務所長に行わせることができるものとする。

（定めのない事項）

第１１１条　　本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

（以下余白）

以上を証するため、本協定を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和●年●月●日

甲：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

関東地方整備局長 ●●●●

乙：（住所）

（商号）

（代表者）

別紙１　定義集

（第２条関係）

本協定において、次の各号に規定する用語の定義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

(1) 「管理許可書」とは、都市公園法第５条の規定及び公募設置等指針等に基づき甲が乙に対して行う特定公園施設の管理許可に関する許可書をいう。

(2) 「協定期間」とは、別紙３に規定する本協定の有効期間をいう。

(3) 「公募設置等指針等」とは、甲が本事業に関する募集手続において公表又は配布した一切の書類（添付資料を含む。）及び当該書類に係る質問回答をいう。

(4) 「公募対象公園施設」とは、認定公募設置等計画に従い都市公園法第５条の２第１項に規定する公募対象公園施設として建設及び管理運営されるものをいう。

(5) 「総括管理法人」とは、第５条に規定する本事業全体の総括管理業務を担当する法人である●●をいう。

(6) 「公募施設管理法人」とは、第５条に規定する公募対象公園施設の管理運営業務を担当する法人である●●をいう。

(7) 「公募施設建設法人」とは、第５条に規定する公募対象公園施設の建設業務を担当する法人である●●をいう。

(8) 「事業対象地」とは、本事業の事業用地として供される別紙２記載の土地をいう。

(9) 「事業年度」とは、毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間とする。

(10) 「設置許可書」とは、都市公園法第５条の規定及び公募設置等指針等に基づき甲が乙に対して行う公募対象公園施設の設置許可に関する許可書をいう。

(11) 「占用許可書」とは、都市公園法第６条の規定及び公募設置等指針等に基づき、甲が乙に対し行う利便増進施設の占用許可に関する許可書をいう。

(12) 「特定公園施設」とは、認定公募設置等計画に従い都市公園法第５条の２第２項第５号に規定する特定公園施設として建設、譲渡及び管理されるものをいう。

(13) 「特定施設管理法人」とは、第５条に規定する特定公園施設の管理業務を担当する法人である●●をいう。

(14) 「特定施設建設法人」とは、第５条に規定する特定公園施設の建設業務を担当する法人である●●をいう。

(15) 「特定公園設計法人」とは、第５条に規定する特定公園施設の設計業務を担当する法人である●●をいう。

(16) 「特定施設工事監理法人」とは、第５条に規定する特定公園施設の工事監理業務を担当する法人である●●をいう。

(17) 「都市公園法」とは、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）をいう。

(18)「認定公募設置等計画」とは、乙が公募設置等指針等に記載された甲の指定する様式に従い作成し、甲へ提出し、認定された公募設置等計画（変更された場合は変更後のもの。）及び付随する一切の書類をいう。

(19)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、疫病その他の公衆衛生上の事態又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、公募設置等指針等又は設計図書等に基準を定めたものにあっては、これを超えるものに限る。）のうち、通常の予見可能な範囲外のものであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。

(20)「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称していう。

(21)「本事業」とは、国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備・管理運営事業であり、第４条に規定する各業務並びにこれらに付随し、関連する一切の行為により構成されるものをいう。

(22)「本事業関連書類」とは、公募設置等指針等、認定公募設置等計画、設置許可書、管理許可書及び占用許可書の総称をいう。

(23)「本施設」とは、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設をいう。

(24)「本施設建設法人」とは、公募施設建設法人、特定施設建設法人及び利便施設建設法人をいう。

(25)「利便増進施設」とは、認定公募設置等計画に従い都市公園法第５条の２第６項に規定する利便増進施設として建設及び管理運営されるものをいう。

(26)「利便施設管理法人」とは、第５条に規定する利便増進施設の管理運営業務を担当する法人である●●をいう。

(27)「利便施設建設法人」とは、第５条に規定する利便増進施設の建設業務を担当する法人である●●をいう。

別紙２　事業対象地

（第１１条、第２５条関係）

※提案された認定公募設置等計画に従い作成。

別紙３　事業日程

（第６条、第１２条、第３３条、第４７条、第６３条、第８７条関係）

１．本協定の有効期間（協定期間）：本協定締結日から令和●年●月●日（以下、協定期間の終了日を「本協定終了日」という。）

２．認定公募設置等計画の認定日：令和●年●月●日

３．認定公募設置等計画の有効期間：都市公園法第５条の５第２項の規定に従って公示された期間

４．公募対象公園施設の整備工事着手予定日：令和●年●月●日（以下、現実に着手した日を「公募対象公園施設の整備工事着手日」という。）

５．公募対象公園施設の整備工事期間：公募対象公園施設の整備工事着手日から令和●年●月●日

６．公募対象公園施設の供用開始予定日：令和●年●月●日

７．公募対象公園施設の管理運営期間：令和●年●月●日から令和●年●月●日

８．公募対象公園施設の撤去期間：令和●年●月●日から本協定終了日

９．特定公園施設の整備工事期間：設置許可日から令和●年●月●日

１０．特定公園施設の引渡予定日：令和●年●月●日（以下、現実に引渡した日を「特定公園施設の引渡日」という。）

１１．特定公園施設の管理期間：特定公園施設の引渡日から本協定終了日

１１．利便増進施設の整備工事期間 占用許可日から 令和●年●月●日

１２．利便増進施設の供用開始予定日 令和●年●月●日

１３．利便増進施設の管理運営期間 令和●年●月●日から 令和●年●月●日

１４．利便増進施設の撤去期間 令和●年●月●日から本協定終了日

※事業日程については、認定公募設置等計画の内容及び認定計画提出者との協議により決定。

別紙４　乙が付す保険等

（第１６条関係）

乙は、本協定第１６条の規定するところにより、乙の責任と費用負担により以下の条件を充足する保険（又は類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保するものとする。ただし、以下の保険条件は必要最小限度の条件であり、乙の判断に基づき更に担保範囲の広い補償内容の条件とするほか、その他の保険（又は類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保することを妨げるものではない。

１．整備工事期間

乙は以下の要件を満たす建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。

保険契約者　：本施設建設法人

場所　：東京都立川市緑町～泉町および東京都昭島市もくせいの杜

（１）建設工事保険

保険契約者：本施設建設法人

被保険者　：甲、本施設建設法人及びその全ての下請負業者とする。

保険の対象：本施設の整備工事

保険期間　：整備工事実施中の全期間を対象とする

保険金額　：整備工事費

補償する損害　：水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

（２）第三者賠償責任保険

保険契約者　：本施設建設法人

被保険者　　：甲、本施設建設法人及びその全ての下請負業者とする。なお、交差責任担保特約を付帯すること。

保険の対象　：本施設の整備工事

保険期間　　：整備工事実施中の全期間を対象とする

てん補限度額：対人１億円／１名、１０億円／１事故以上

対物１億円／１事故以上

補償する損害：整備工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額　　：５万円／１事故以下

本施設建設法人は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券又は付保証明書その他付保を証明する文書を直ちに甲に提示するものとする。本施設建設法人は、甲の承認なく

保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。本施設建設法人は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

２．公募対象公園施設の管理運営期間、特定公園施設の管理期間及び利便増進施設の管理運営期間

乙は以下の要件を満たす第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。

保険契約者　：公募施設管理法人及び特定施設管理法人
被保険者　　：甲、公募施設管理法人、特定施設管理法人及びその全ての下請負業者とする。
　　なお、交差責任担保特約を付帯すること。
保険の対象　：本施設
保険期間　　：公募対象公園施設の管理運営期間開始日、特定公園施設の管理期間開始日又は利便増進施設の管理運営期間開始日のいずれか早い日から本協定終了日まで
てん補限度額：対人１億円／１名、１０億円／１事故以上
　　対物１億円／１事故以上
補償する損害：公募対象公園施設の管理運営業務、特定公園施設の管理業務及び利便増進施設の管理運営業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額　　：５万円／１事故以下

※上記保険以外の保険の付保については、乙の提案とする。

別紙５　設計図書等

（第２０条、第４９条関係）

（１）建築物

・建築基準法第６条及び同法施行規則第１条の３の規定による確認の申請書

・建築基準法第１８条第３項の規定による確認済証

（２）建築物以外

以下の内容の設計図書

・施工位置図・案内図

・現況図

・施設平面図

・造成平面図

・割付寸法図

・植栽平面図

・雨水排水平面図

・各種設備平面図

・造成断面図

・各施設構造図

・図面に基づく数量計算書等

・設計の検討に伴う応力や容量の計算書

別紙６　完成図書等

（第３１条、第６１条関係）

（１）建築物

・建築基準法第６条及び同法施行規則第１条の３の規定による確認の申請書に対応する完成図書

・建築基準法第１８条第１８項の規定による検査済書

（２）建築物以外

以下の内容の設計図書

・施工位置図・案内図

・現況図

・施設平面図

・造成平面図

・割付寸法図

・植栽平面図

・雨水排水平面図

・各種設備平面図

・造成断面図

・各施設構造図

・図面に基づく数量計算書等

・設計の検討に伴う応力や容量の計算書

別紙７　設置管理許可申請書

（第２５条、第５６条、第７４条関係）

# 公園施設の設置管理許可申請書

第　　号

令和　　年　　月　　日

公園管理者

関東地方整備局長 ●● ●● 殿

申請者　住所

氏名

都市公園法第５条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 設置管理の目的 | | | | |
| 2 | 設置管理の期間 | （自）令和　　年　　月　　日<br>（至）令和　　年　　月　　日 | | 日間 | |
| 3 | 設置管理の場所 | 国営昭和記念公園 | | | |
| 4 | 公園施設の構造 | | | | |
| 5 | 公園施設の外観 | 色　彩 | | 高　さ | |
| | | 形　態 | | | |
| | | その他 | | | |
| 6 | 公園施設の管理の方法 | | | | |
| 7 | 工事の実施方法 | | | | |
| 8 | 工事の着工及び完了の時期 | （自）令和　　年　　月　　日<br>（至）令和　　年　　月　　日 | | | |
| 9 | 都市公園の復旧の方法 | | | | |
| 10 | その他参考となるべき事項 | | | | |

※１　公園施設の設置許可を申請する場合は、上記１から１０までの全てに記入する。

※２　公園施設の管理許可を申請する場合は、上記のうち１・２・３・６・１０のみ記入する。

別紙８　占用許可申請書

（第８２条関係）

# 都市公園占用許可申請書

第　　号

令和　　年　　月　　日

公園管理者

関東地方整備局長 ●● ●● 殿

申請者　住所

氏名

都市公園法第６条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 都 市 公 園 名 | 国営昭和記念公園 | | |
| 占　用　場　所<br>占　用　期　間 | 地先<br>令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 | | |
| 占　用　の　目　的 | | | |
| 占用物件の名称・規模・構造及び数量 | | | |
| 工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期 | （実施方法）<br>（掘削面積）長さ　　幅　　面積<br>（時　　期）令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 | | |
| 物件の管理方法 | | | |
| 公園の復旧方法 | | | |
| その他参考となるべき事項 | | 担当者<br>氏　名<br>TEL | |

備考

１．土工工事が伴う場合「工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期」欄に必要事項を記入すること。

２．「工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期」欄の実施方法にて、工事期間の第三者に対する安全対策等がわかる資料を添付すること。

別紙９　打合せ簿

（第９８条関係）

<table>
<tr><td>発議者</td><td colspan="2">□甲　　□乙</td><td>発議年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>発議事項</td><td colspan="5">□指示　　□協議　　□通知　　□承諾　　□報告　　□提出　　□届出<br>□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>件名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="6">（内容）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理・回答</td><td>甲</td><td colspan="4">上記について　　□指示　　□承諾　　□協議　　□提出　　□受理　　します。<br>□その他<br>年月日</td></tr>
<tr><td>乙</td><td colspan="4">上記について　　□承諾　　□協議　　□提出　　□受理　　□届出　　します。<br>□その他<br>年月日</td></tr>
</table>